

洪水予報河川とは

(国の機関が行う洪水予報)

第10条 (省略)

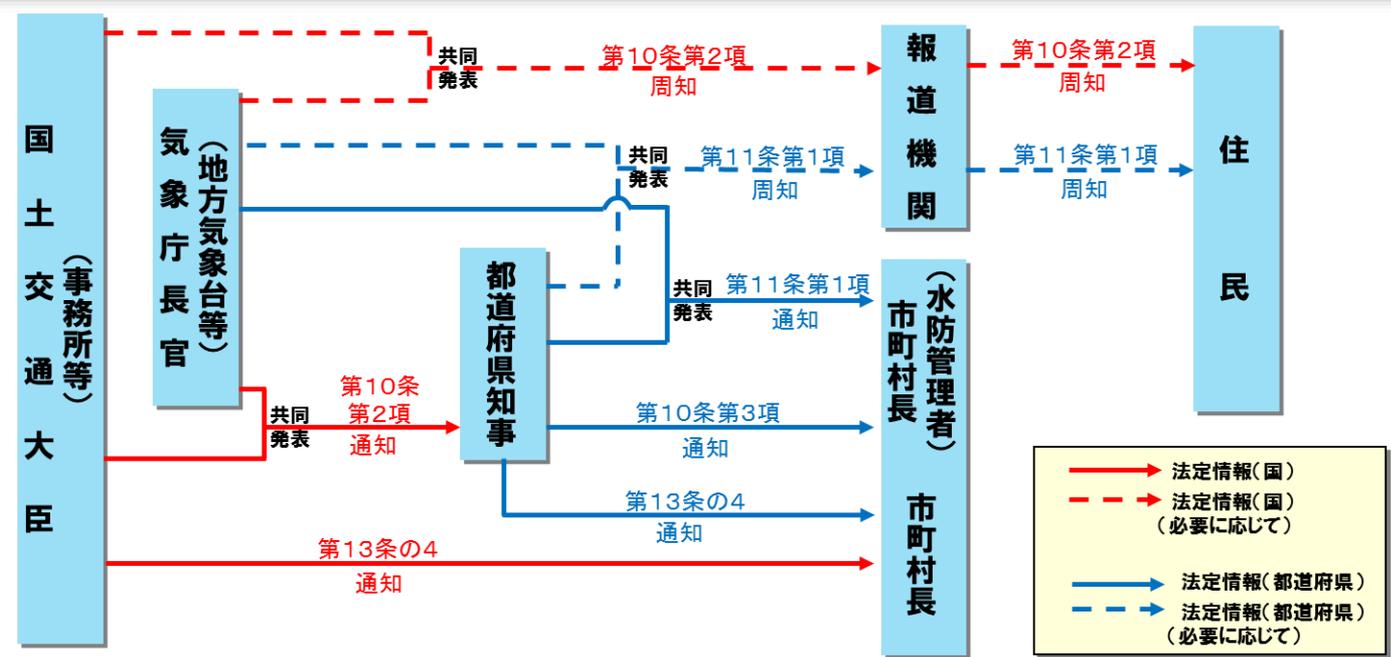
- 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、**気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに**水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知**しなければならない。 (一部省略)

(都道府県知事が行う洪水予報)

- 都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして**指定した河川について、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知**するとともに、必要に応じ**報道機関の協力**を求めて、これを**一般に周知**させなければならない。
- 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。 (一部省略)

(関係市町村長への通知)

- 第13条の4 第10条第2項の規定により通知をした**国土交通大臣**又は第11条第1項の規定により通知をした**都道府県知事**は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、**関係市町村の長にその通知に係る事項を通知**しなければならない。 (一部省略)



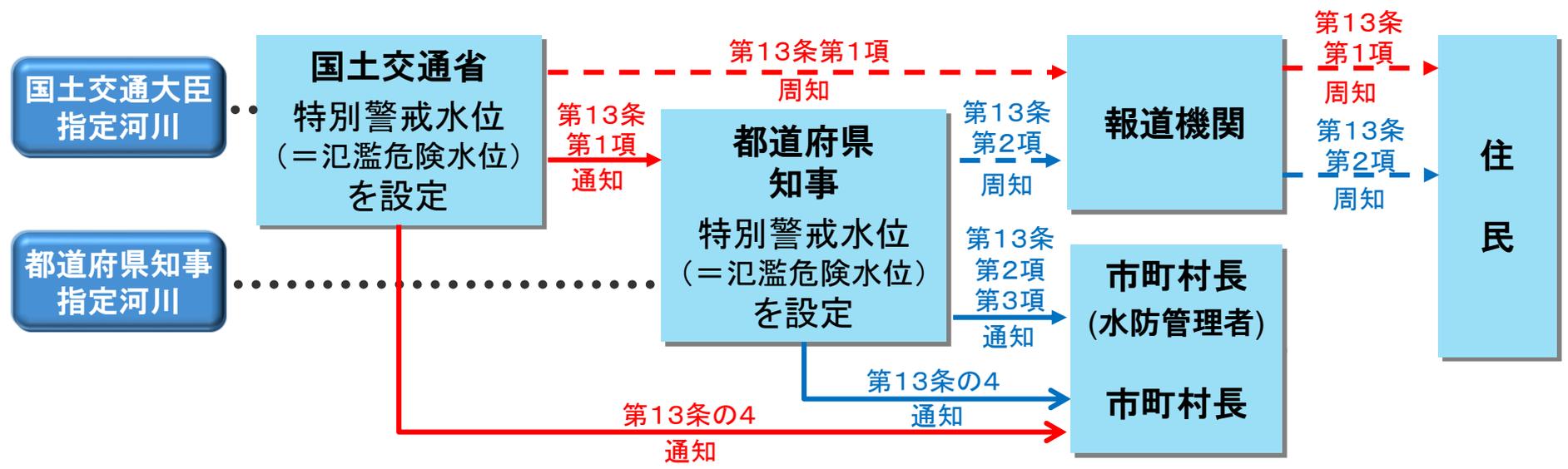
水位周知河川とは

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

- 第13条 国土交通大臣は、第10条第2項(=洪水予報)の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項(=洪水予報)の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法に規定する指定区間内の一級河川又は同法に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)

(関係市町村長への通知)

第13条の4 前条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は前条第2項の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。(一部省略)



	法定情報(国)		法定情報(都道府県)
	法定情報(国) (必要に応じて)		法定情報(都道府県) (必要に応じて)

洪水予報指定河川・水位周知河川の指定状況(H27.3末時点)

○全国で1,988河川が、洪水予報指定河川または水位周知河川に指定されている。

(平成27年3月31日時点)

	洪水予報指定河川(※1)	水位周知河川(※2)
直轄	109水系 293河川	56水系 136河川
補助	72水系 126河川	659水系(※3) 1,433河川
合計	419河川	1,569河川

(※1)洪水予報指定河川:流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川

(※2)水位周知河川:洪水予報指定河川以外の河川のうち、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位(特別警戒水位)を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川

(※3)水位周知河川における補助河川の水系数は、各県ごとの水系数をそのまま合計している